

報道関係者各位

令和8年8月13日（木）

【照会先】

山口労働局賃金室

賃金室長 橋本 晃

室長補佐 上田 竜夫

電話（083）995－0372

17時15分以降 083-995-0371

山口県最低賃金を58円引き上げ、時間額1,101円に

山口地方最低賃金審議会（会長：^{こばやしともり}小林友則）は、山口労働局長（^{すずきてるみ}鈴木輝美）に対し、山口県最低賃金を58円引き上げ、時間額1,101円に改正すること、効力発生日を令和8年10月8日とすることを内容とする答申を行いました（別添1）。

この引上げ額58円は、本年7月28日に中央最低賃金審議会から示された目安額（56円）に2円上乗せした金額になります。

山口労働局では、答申を踏まえ、本年度の山口県最低賃金の改正に係る手続を進めてまいります。

また、厚生労働省では、最低賃金引き上げに向けた環境整備に係る中小企業・小規模事業者支援として、業務改善助成金等の「賃上げ支援助成金パッケージ」（別添2）の活用を推進しており、山口労働局では、改正された最低賃金及び業務改善助成金等について重点的な周知に取り組むこととしています。

〔参考：山口県最低賃金額の推移（過去5年分）〕

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
最低賃金額	888円	928円	979円	1,043円	1,101円
対前年度上昇率	3.6%	4.5%	5.5%	6.5%	5.6%
対前年度上昇額	31円	40円	51円	64円	58円

※最低賃金には「地域別最低賃金」と産業別に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。

令和 8 年 8 月 12 日

山口労働局長
鈴木 輝美 殿

山口地方最低賃金審議会
会長 小林 友則

山口県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 8 年 7 月 6 日付け山口労発基 0706 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねたが、労使の意見がまとまらず結論を見出せなかった。このため、公益委員見解を示し、採決を行った結果、賛成多数により別紙 1 のとおりとするとの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり、令和 6 年 10 月 1 日改正発効の山口県最低賃金（時間額 979 円）は令和 6 年度の山口県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、当審議会の要望事項及び山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会の審議状況を明らかにするため、別紙 3 の「山口県最低賃金の改正決定に関する報告書」を添付する。

山口県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

山口県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 1 0 1 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 8 年 1 0 月 8 日

山口県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 山口県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 979 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の山口県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,182 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 か月換算額（注）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注） 1 か月換算額

979 円（山口県最低賃金）×173.8（1 か月平均法定労働時間数）
×0.824（可処分所得の総所得に対する比率）＝140,203 円

令和 8 年 8 月 1 2 日

山口地方最低賃金審議会

会長 小林 友則 殿

山口地方最低賃金審議会

山口県最低賃金専門部会

部会長 神保 和之

山口県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 8 年 7 月 6 日、山口地方最低賃金審議会において付託された山口県最低賃金の改正決定について、令和 8 年 7 月 21 日に閣議決定された「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に配意し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。審議における、労使代表委員の主な意見は次のとおり。

【労働者代表委員の主な意見】

「労働者の生計費」について、連合リビングウェイジによると、山口県の車保有の場合では、最低生計費が 1,470 円であり、427 円の差異があることから、最低賃金の早期引上げが必要である。

また、山口市の令和 8 年 6 月消費者物価にかかる各指数をみると、ここ 2、3 年の推移から物価が上昇し続けていることは一目瞭然である。

山口県人事委員会が示した昨年の一人世帯標準生計費も令和 3 年と比べて 24% も上昇していることに着目する必要がある。

「賃金」については、連合山口の今年度春闘の集計結果、300 人未満の中小企業労働組合は 5.14% と昨年を上回る結果となっている。

また、連合の最終集計における全国の有期・短時間・契約労働者の賃上げ結果は、時給 75 円も引き上げられている点も重視する必要がある。

「通常の事業の賃金支払い能力」については、山口県内での倒産は件数、負債額ともに減少しており、状況が特段悪いとは言えず、日本銀行下関支店作成の 7 月度の「山口県金融経済情勢」で示されたとおり、「県内景気は、緩やかに回復している」との認識である。また、同銀行同支店実施の 6 月の「企業短期経済観測調査結果」における業況 DI はコロナショック以降の急激な回復が持続されている。

一方、価格転嫁については着実に広がりを見せており、連合構成組織において労使協力のもと、これに取り組み、中小企業労組も価格転嫁率を高め、高い賃上げを実現しているところもある。

いわゆる骨太方針での「全国平均 1,500 円達成」を目指すべきである。

山口経済研究所「主要経済指標の都道府県ランキング」における「一人当たり製造業GDP」では、山口県は1位であることなどを踏まえる必要がある。

法定3要素に基づいて考慮し、山口県は最低賃金の順位が29位であるところ、目安「諸指標による都道府県の総合指数」が25位であり、当該順位を目指した改正が必要である。

その他、他国と比べても最低賃金が低いこと、県内の外部労働市場の募集賃金が最低賃金よりかなり高いものになっていること、及び地域間格差が存在し、若者の転出超過につながっていることが最低賃金の引上げをすべき根拠となっている。

以上により、積極的にかつ大幅な最低賃金の引き上げが求められる。

【使用者代表委員の主な意見】

山口県の事業所数、従業員のほとんどの所属が中小企業であるため最低賃金決定に当たっては、当該企業の現状を重視すべきである。

また、最低賃金引上げの影響は、中小企業への影響が大きいことから可能な限り中小企業に係るデータを重視すべきと考える。

「労働者の生計費」の状況であるが、山口市消費者物価指数によると「持家の帰属家賃を除く総合」の直近6月で1.1%と前年同期の3.2%より低く、直近9か月の平均は1.58%であり、昨年同期の3.87%より低いものとなっており、物価の上昇率が鈍化しているのは明白である。なお、「食料」にかかる数値は2.6%となっており、昨年の6.6%から大幅減である。

全国の基礎的支出項目については、食料、光熱、保険医療サービスが含まれており、最低賃金近傍で働く労働者の状況について総合的に評価を行っている観点からも重視するに値する項目であり、直近9か月の平均値が2.2%である。

「賃金」の状況については、中小企業の賃金状況を表したものとして、県が公表している「毎月勤労統計」があり、5月期の事業所規模5人以上の事業所の「決まって支給する給与」の実質賃金は対前年度同月比プラス3.3%となっている。

また、今年度の「賃金改定状況調査」第4表①②Bランクの値は3.4%である。

「通常の事業の賃金支払能力」については、日銀下関支店の6月短観では経常利益の2026年度計画について対前年度マイナス17.0%と減益の見込みとなっている

中央会が実施している「中小企業月次景況調査」では、6月の収益状況のDI値がマイナス30.0%とマイナスが続いている。これは原材料費の高騰や人手不足による人件費・外注費の増加に加え、価格転嫁が十分にできていないことが主な原因である。

価格転嫁については中央会が実施した「労働事情実態調査」において「転嫁できたとする事業所」は45%であり、前年と比べてほぼ同程度であるため、大きな改善があったとは認められない。

いわゆる骨太方針の「全国平均1,500円達成」について目標時期を定めることは、目標達成が優先され、法定3要素（特に支払い能力）を考慮した審議がなされないことに繋がる懸念が強いため、基本的に反対である。

地域間格差について、都道府県で経済実態が異なることを踏まえると、最低賃金額に格差があることは当然のことと理解している。

また、人口流出の原因は様々であり、「人口流出防止には他県より高い最低賃金の引上げが必要」との考え方に反対である。

山口労働局が実施した「県内就職促進のためのアンケート」においても、「県外就職を希望する理由」の中で「賃金が高い」という理由は8番目になっていることから、最低賃金額が県外への流出に影響しているなどの考えの明確な根拠はないものである。

今年の最低賃金については、一定程度の引上げは必要と考えるが、中小企業の支払い能力については引き続き厳しい状況にあることから、大幅な引上げは困難と考えている。

以上のとおり、労使の意見の隔たりは大きく、公労使それぞれの立場を尊重した審議に努めたが、意見がまとまらず結論を見いだせなかった。このため、【公益委員見解】を別紙2のとおり示し、採決を行った結果、今回の結論に至ったものである。

審議経過の詳細については、別紙3のとおりである。

発効日については、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項の趣旨に則り、本年度の山口県においては、法定発効とする。

なお、別紙4のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の答申「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月1日発効の山口県最低賃金（時間額979円）は山口県の生活保護水準を上回っていたことを申し添える。

公労使代表委員共通の政府への要望は、次のとおり。

中小企業・小規模事業者は、労務費の増加や原材料、エネルギー価格等の高騰等が続いており、継続的な賃上げを可能とする環境整備が必要であることについては、労使共通の認識である。このため、可能な限り多くの企業が各種の助成金を活用し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の充実を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げるとともに、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がより活用しやすい制度となるよう、支給要件の緩和、助成額の加算や申請期間の延長等制度の充実を行った上で、県内の企業・事業者に対し十分な周知を行うことを要望する。また、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、魅力ある職場づくりのための労働環境の向上等を助成する人材確保等支援助成金、働き方改革推進支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算額の増額のほか、申請手続の簡素化等活用しやすい制度にするとともに、広く活用できるよう制度の周知徹底を要望する。

また、山口県の中小企業・小規模事業者については、依然として価格転嫁が十分に進んでいない現状に鑑み、令和8年1月から施行された中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制の強化と、体制面の抜本強化を図るよう要望する。

さらに、B to C 事業においては、価格転嫁率が相対的に低いといった課題があることから、適切な価格転嫁の必要性について消費者の理解を促進するための取組を強化するよう要望する。

加えて、中小企業庁が 2026 年 3 月に実施した「価格交渉促進月間フォローアップ調査」において、コスト全体の価格転嫁率は 54.2%と昨年 9 月時点より約 1 ポイント増加しているが、官公需取引に限った場合の価格転嫁率は前回より 4 ポイント低下した 48.4%と官公需取引における価格転嫁については、なお改善が必要な状況である。このため「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の基本方針に定められた措置の着実な実施を求める。特に、取組を加速すべき、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等については、2027 年度末までに国や地方公共団体等すべての発注主体において実施することを要望する。

また、「省略化投資促進プラン」のさらなる充実・拡充を図るとともに、業種ごとの KPI の達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

さらに、いわゆる「年収の壁」を意識せずに労働者が働くことができ、企業が労働力を確保できるようにするため、昨年 7 月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主の支援や、本年 4 月から開始した被扶養者認定の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施と周知の徹底を図るとともに、税制や社会保障制度等の一体的な見直しを要望する。

本件審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

部 会 長

神 保 和 之

部会長代理

難 波 利 光

石 井 由 理

(労働者代表委員)

川 野 英 樹

藤 岡 慎 吾

港 圭 介

(使用者代表委員)

藏 藤 共 存

近 藤 和 彦

宮 本 道 浩

(五十音順)

山口県最低賃金

1 適用する地域

山口県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,101 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 8 年 10 月 8 日

令和8年度山口地方最低賃金審議会 山口県最低賃金専門部会公益委員見解

山口県最低賃金は、時間額 1,101 円、引上げ額 58 円、引上げ率 5.6%とする。
発効日は、令和8年10月8日とする。

山口県最低賃金専門部会は、今年度の改正審議に当たって、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素（「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の賃金支払能力」）のデータ等に基づき、中央最低賃金審議会で示された目安を十分に参酌しつつ、山口県の経済・雇用の実態を十分に目配りし、改正額が合理的で納得感があるものとなるよう、慎重な審議を行った。

1 中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解（山口労働局で一部要約）

今年度の中央最低賃金審議会の目安審議に当たっては、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮し審議が行われた。

労働者の生計費については、消費者物価指数を見ると、令和7年7月若しくは10月から令和8年6月までの間、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」は、引き続き上昇局面にあるが、いずれも前年同期より低下し緩やかになっている。一方で、エンゲル係数は近年上昇傾向にあり、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。なお、中東情勢に対し、燃料油に対する緊急的な激変緩和措置が実施されている影響等により、消費者物価指数の「総合」、とりわけ必需的な支出項目の上昇率が一定程度押し下げられていることにも留意が必要である。

賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で3年連続5%を上回り、中小でも3年連続4%上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給・加重平均）についても6%を超え、いずれも高水準で推移している。さらに、小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果第4表①②におけるランク計の賃金上昇率は3.0%で、平成14年以降最大のものとなっている。企業規模にかかわらず高水準での賃金引上げの状況が継続している。

関連する指標を見ると、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、企業の利益において改善の傾向にあるが、価格転嫁率が示すように、価格転嫁ができず依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあるとともに、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。最低賃金は罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界がある。

これらを総合的に勘案し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資すること等にも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額が目安を検討するに当たっては全国加重平均 4.9% (55 円) を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引きつづき上昇させていくことが必要であるとともに、賃金改定状況調査の第4表の結果等も踏まえ、Aランクと比較し、Bランクを相対的に高くするとともに、Cランクを昨年度以上に高くすることが適当であり、具体的には、Aランク 54 円 (4.5%)、Bランク 56 円 (5.2%)、Cランク 56 円 (5.4%) とすることが考えられる。

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

2 山口県最低賃金専門部会公益委員見解判断理由

本専門部会においては、中央最低賃金審議会から示された目安、労働者代表委員・使用者代表委員の意見及び以下の理由を十分に参酌して総合的に勘案した結果、今回の改定金額を提示することとした。

(1)「労働者の生計費」について、最低賃金に近い賃金水準の労働者に影響を及ぼす消費者物価指数「食料」「光熱・水道」など生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を勘案する必要があるところ、「山口市消費者物価指数(令和8年6月)」を最新とした統計では、「持家の帰属家賃を除く総合」が令和7年7月から令和8年6月までの前年同月比の年間平均が 2.0% (昨年同時期 4.1%)、「食料」においては、同時期平均が 5.0% (昨年同時期 6.9%)、であり、「光熱・水道」においては同時期平均 0.1% (昨年同時期 6.7%) と、政府からの電気・ガス料金補助の影響があると思われる「光熱・水道」を除き、着実に上昇しており、食料については高水準となっている。

また、日本銀行調査統計局「企業物価指数(2026年6月速報)」では、中東情勢の影響もあり、国内企業物価指数が2026年2月に前年比 2.1%であったのが、5月に 6.6%、6月速報値で 7.1%まで上昇している。一般に、企業物価指数は、数ヶ月遅れて消費者物価にも一定影響を与えるとされていることを考慮すると、山口県においても、今後消費者物価が上昇する可能性が高い。

さらに、帝国データバンクの全国の「食品主要 195 社 価格改定動向調査(2026年7月及び8月)」において、令和8年7月の飲食料品値上げは 2,566 品目、値上げ 1 回当たりの平均値上げ率は月平均 11%で、中東情勢の影響で飲食料品は今夏以降に値上げラッ

シュが続き、8月は2311品目、9月は4,000品目超えが予想されている。

総務省の「消費者物価地域差指数」(2024年結果)によると、10大費目別消費者物価地域差指数のうち、高い順で、全国のうち山口県は「総合」で13位、「家賃を除く総合」で10位、「食料」で10位、「光熱・水道」で7位と相対的に指数が高い。

また、エンゲル係数について、「総務省家計調査」によると、勤労者世帯で令和3年に22.9であったのが、令和7年は25.4と上昇している。

これらのことから、山口県において最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっている者もあり、今後のさらなる物価の上昇の可能性も勘案する必要がある。

(2)「賃金」については、連合山口の「2026 春季生活闘争賃金改善回答集計 2026 年7月1日」をみると、山口県内の全体の賃金上昇率は4.95%、300人未満では5.14%と高水準であり、全国集計では、有期・短期間・契約等労働者の賃上げ率が6.18%で時給75.01円と年々上昇している。

また、厚生労働省による30人未満の企業の「賃金改定状況調査結果」第4表①②における賃金上昇率は(Bランク)3.4%であり、昨年(2.9%)を上回る高水準である。

さらに、山口県「毎月勤労統計地方調査結果(令和8年5月)」では、「事業所規模5人以上調査産業計」で、令和8年5月の「決まって支給する給与」は前年同月比4.3%増、実質賃金も前年同月比3.3%増となっている。なお、実質賃金については、令和7年12月以降、6か月連続でプラスとなっている。一方、実質賃金について、令和2年を100とした指数で、近年90台が続いており、実質賃金は昨年より増加しているが、令和2年のレベルに達していない。

この点について、山口県統計分析課「統計やまぐち」では「169 実質賃金の動向とパートタイム労働者比率」で、「令和2年を100とし、実質賃金指数の動きを見ると、平成27年は108.2で、下降傾向のまま令和6年が96.5となり11.7ポイント低下しており、10年間で本県の賃金水準は低下したことが分かる」とされている。

また、山口労働局職業安定課が集計した「山口県の高卒新規学卒者の初任給額」(採用時平均値)では、平成29年の月16万4千円から令和8年21万3千円と29.9%上昇しており、コロナが5類となって以降の採用である令和6年の19万円から令和8年までに2年間で年平均6.1%上昇している。初任給の上昇率は高水準となっている。

山口県において、中規模以上の企業の賃金上昇率と小規模事業場の賃金上昇率とは開きがあることも一定考慮する必要があるものの、企業規模にかかわらず賃金は着実に上昇しており、県内企業全体での高水準での賃金上昇傾向や実質賃金が長期的に減少し続けていることに配慮する必要がある。

(3)中央最低賃金審議会の目安審議において、「通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。」とされ、当専門部会でも同様に議論を行った。

日本銀行下関支店の「山口県金融経済情勢(2026年7月)」によると「輸出は前年を上回った。」「個人消費は着実に持ち直し」「公共投資及び住宅投資は弱めの動き」「設備投資

は増加」「生産は一部弱めの動きだが横ばい圏内」等とされ、「県内景気は、緩やかに回復している。」となっている。

同じく、日本銀行下関支店の「企業短期経済観測調査結果（2026 年 6 月）」によると、業況判断 DI は、全産業で令和 7 年 12 月が 16、令和 8 年 3 月は最近（回答時点）13、6 月が最近 12、先行き（3 ヶ月後）9 とプラスが続いている。また、経常利益については前年度比で、令和 7 年度実績－8.0%、令和 8 年度－17.0%とマイナス傾向、設備投資額については前年度比で、2025 年度実績＋5.8%、2026 年度計画で＋17.1%とプラス傾向となっている。

また、山口財務事務所「法人企業景気予測調査結果（令和 8 年 4 月～6 月）」によると令和 8 年 4 月から 6 月期の景況判断 BSI は－6.9 ポイント、7 月から 9 月期の先行き見通しは－9.8 ポイント、企業収益は、令和 8 年度、売上高で前年度比 8.4%増収見込み、経常利益は前年度比 5.8%増益見込み、設備投資は 34.3%増加見込みとなっている。

さらに、山口県の企業倒産状況（東京商工リサーチ TSR 情報）については、令和 7 年は 54 件、負債総額は 62 億 3 千万円で、ともに 2 年連続減少している。また、令和 8 年 1 月から 6 月までの上半期において、倒産件数は 31 件（前年同期 31 件）、負債総額は 34 億 6 千万円（前年 37 億 4 千万円）で、件数は横ばい、負債総額は減少している。

山口労働局でまとめた、令和 8 年 6 月の、「職業別有効求人・求職及び賃金の状況（常用的パートタイム）」によると、山口県内の求人賃金・下限賃金は平均 1,173 円と 1,150 円を超える水準で推移している。

加えて、「令和 5 年度山口県県民経済計算」によると、山口県の県内総生産（名目）は、平成 23 年度は 5 兆 9300 億円、令和 5 年度は 6 兆 7200 億円で、この間 13%上昇、「雇用者報酬」は、平成 23 年度は 2 兆 5800 億円で令和 5 年度は 2 兆 6100 億円とこの間 1%上昇、「営業余剰・混合所得」は、平成 23 年度は 1 兆 3300 億円で令和 5 年度は 1 兆 7100 億円と、この間 28%上昇している。「就業者 1 人当たり県内総生産（名目）」は、平成 23 年度は 864 万円、令和 5 年度は 1037 万円とこの間 20%上昇しており、全ての年で全国平均を上回っている。同じく、「県民所得」は、平成 23 年度は 3 兆 9900 億円、令和 5 年度は 4 兆 3200 億円で、この間 8%上昇している。県民所得のうち、平成 23 年度の「県民雇用者報酬」は、平成 23 年度は 2 兆 6000 億円、令和 5 年度は 2 兆 6200 億円、この間 1%上昇、「企業所得」は、平成 23 年度は 1 兆 1400 億円、令和 5 年度は 1 兆 4200 億円で、この間 24%上昇している。

また、従業者 50 人以上かつ資本金 3000 万円以上の企業に調査した「経済産業省企業活動基本調査」では、令和 6 年度の資産は 4 兆 4800 億円、経常利益 6400 億円、付加価値額 1 兆 2 千億円で、2020 年度と比較し全て上昇している。

さらに、国税局集計の全国、山口県内法人所得金額では、山口県内の法人の所得金額は、平成 28 年度 2810 億円から令和 6 年度は 6250 億円と約 2.2 倍になっている。

上記 3 点の統計から、概括として、山口県の企業は、近年、着実に企業所得を増やしてきている一方で、雇用者報酬は伸びておらず、所得の分配若しくは付加価値の観点から見た場合、労働者への分配率が減少していることがうかがえる。

一方で、価格転嫁については、山口県中小企業団体中央会が会員組合傘下の中小企業に対し令和 8 年 7 月 1 日調査時点で行った「価格転嫁及び賃上げに関する調査結果」では、

原材料費、人件費（賃金等）増加に対し、販売・受注価格への「価格引上げ（転嫁）」を実現した」事業所は45%と令和7年度調査（46%）とほぼ同等、「価格転嫁を実現した」事業所のうち、コスト上昇分の販売・受注価格への転嫁割合は「10%未満」が最も多い。「価格転嫁を実現した」事業所の転嫁内容は、「原材料費分」を50%以上転嫁できたとする事業者が4割近くある一方、転嫁割合が10%未満とする事業所は3割以上。また、「エネルギー費分」及び「人件費引上げ分」、「利益確保分」の転嫁割合が50%未満とする事業所が7割以上となっており、「原材料費分」と比べ価格転嫁が進んでいない、とされている。

なお、価格転嫁については、中小企業庁が行った「価格交渉促進月間」（2026年3月）調査結果によると、「価格交渉が行われた割合は9割を超え、浸透しつつある。価格転嫁率も54.2%で1ポイント増加しているが、価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、価格転嫁できない企業と二極分離の状況が継続している」とされ、価格転嫁の状況の都道府県別ランキングでは、山口県は49.1%と全国42位で、前回調査より5.9%減少している。

以上「通常の事業の賃金支払能力」に係る各種統計資料などを概括すると、山口県の近年の企業所得は着実に上昇傾向にあるとともに労働者への分配率が低下している中、本年6月の県内の景気は緩やかな回復傾向にあると考えられるが、一方で中小・小規模事業者の価格転嫁等の状況を踏まえると、通常の事業の賃金支払能力には一定の限界があると考えられる。

（4）地域間格差については、「日本成長戦略」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であるとされ、中央最低賃金審議会の目安公益委員見解においても考慮されているところ、山口県においては平成17年度に東京都の最低賃金との差が72円であったのが、令和5年度には185円まで拡大し、令和7年度に183円と2円縮まったものの最低賃金面での格差問題は解消されていない状況にある。

（5）中央最低賃金審議会（目安制度の在り方に関する全員協議会）が令和8年6月に取りまとめた「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」においては、「地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。」とされているところである。

この点について、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（令和5年4月6日中央最低賃金審議会了承）において取りまとめられた、「ランク区分の見直しの基礎とした諸指標の状況」での法定3要素を考慮した「19指標」では、山口県は「1人当たりの県民所得」が全国10位、「1事業従事者付加価値額（製造業）」が全国3位等で、総合指数について、山口県は全国25位となっている。当該指数は、ランクを決めるため約5年に一

度改定され、昭和 53 年度以来、山口県は全国「27 位、27 位、28 位、22 位、19 位」と変遷し、平成 29 年度及び令和 5 年度が「25 位」である。山口県が総じてこれまで少なくとも 20 位台の位置付けであったとされているところである。

今般、現段階で確認できる同様の最新指標を確認したところ、個別指標の順位変動はあるものの、少なくとも総合指数順位が 20 位台より大きく下がるような状況にはないと考えられ、現行山口県の最低賃金が 29 位であるところ、今後指標数値を大きく下回る多数の県と最低賃金額が逆転し順位を大きく下げていくことは法定 3 要素上適当ではなく、その点についての考慮も必要と考えられる。

そのような状況の中、平成 27 年度を始点として令和 7 年度までの 10 年間の最低賃金の引上げ額を検証するに、令和 7 年度まで山口県は 312 円（全国 42 位タイ）引き上げているが、C ランク 13 県、隣県の B ランク 島根県及び愛媛県の全ての県で 330 円から 341 円引き上げられ急激に山口県に迫っており、数年後に複数の県と逆転することも危惧されるところである。

（6）山口県においては、若者の都市部への流出もあり人口減少が続き、総務省統計局の人口推計（令和 6 年 10 月 1 日現在）でも、令和 5 年と比較した令和 6 年の増減率がマイナス 1.26%と、全国で 10 番目に高い減少率となっている。さらに、内閣府の「県民経済計算（平成 23 年度 - 令和 4 年度）」によると、就業人口についても、全国的には増加している中、山口県においては減少しており、若年層の流出も一因と考えられる。

マイナビが発表した「2027 年卒大学生就職意識調査」では、学生が希望する企業の条件は、「給料の良い会社」（26.6%）が「自分のやりたい仕事ができる会社」を初めて上回り、「安定している会社」に続き第 2 位となっており、若年層の給与への意識が高まっていることがうかがえる。

人手不足で人材確保が必要な中、若年層やさらに技能実習生も含む外国人労働者等に働く場所として山口県が選択されるためには、賃金を含む労働環境の改善は喫緊の課題となっている。

3 発効日

発効日については、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第 2 項の趣旨に則り、本年度の山口県においては、法定発効として、最低賃金で働く労働者の生計費に資するべきと考える。

以上

地域別最低賃金額改正に関する専門部会の経過報告

●はじめに

令和8年度の地域別最低賃金額改正については、本年7月21日付けで閣議決定された「日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針2026」に配意した審議を行った。

5回の専門部会の中で、労働者側、使用者側から、最低賃金近傍の労働者や厳しい経営環境の中にある中小企業・小規模事業者の状況等を踏まえた改正額について真摯な議論がされるなど、審議を尽くしたところである。

第4回専門部会においては、生活保護費と最低賃金の比較について、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき比較したところ、令和6年10月1日発効の山口県最低賃金・時間額979円は、山口県的生活保護費を下回っていなかったことが確認された。

●労働者側主張

第1回専門部会では、

法定3要素と骨太方針に対する考え方の理解が相互に進んでいかないと高い低いの議論になりかねないので、丁寧なデータに基づく法定3要素を考慮した議論を展開していきたいと思う。

との主張がなされました。

第2回専門部会では、

- 1 労働者の生計費の状況について、我々が指標として扱っている連合リビング・ウェイジによれば、山口県の最低賃金額1,043円に対し必要最低生計費は1,150円である。山口県の実情により車での移動が中心になることを考慮すると、車保有の場合では必要最低生計費は1,470円であり、427円の差異がある。これが我々の考える必要生計費の考え方の根拠である。
- 2 日本の最低賃金は他国の労働者に比べてかなり低いということも念頭に置かなければならないと考えている。フルタイム労働者の賃金の中央値に対する最低賃金比率についてOECD31カ国の国際比較を行うと5割も満たず、下から5番目という状況が日本の課題であるという認識を共有すべきと考える。また、次に最低賃金の絶対値を各国と比較した場合、日本の1,121

円はかなり低いものである。

- 3 我々がかなり重視しているのは、実際の外部労働市場の募集賃金である。山口県を見ると最低賃金よりかなり高い賃金になっているものであり、言い換えると、最低賃金では労働力が確保できない状況が労働市場全体に広がっているということの表れと思っている。

山口労働局が発表している常用パートの賃金の求人額について、上限値 1,267 円、下限値 1,167 円と、1,043 円を大きく上回っている状況であり、1,043 円では実際に人を雇うことができない額になっていると言わざるを得ないものである。

規模別パートタイム労働者の所定内給与と所定内労働時間当たりの給与額は 100 人以上で時間当たり 1,330 円、30 人から 99 人のところで 1,323 円、5 人から 29 人のところにあっても 1,231 円とかなり高く、最低賃金を上回る実績値になっているものであり、我々が大幅な引上げを求めることが理解できるものと思っている。

- 4 地域間格差の課題について、最低額と最高額の直近の額差は 203 円であり、大きな格差が生じているので、この点についてもしっかりと議論をしていく。

- 5 最低賃金を引き上げたことで、倒産件数が増えてきたかどうかについてであるが、山口県内においては昨年より 3 件下回り、負債総額も減少しているもので、倒産件数が増えていないという実態が見て取れるものである。

- 6 いわゆる骨太方針について、全国平均 1,500 円を 2030 年代の早い段階で達成することになっており、そこに向けて公労使で合意形成を図ってまいりたいと考えている。

また、シミュレーションをしたものを何パターンか作ったが、いずれも目安額を上回るものであった。

- 7 地域間格差による若者の転出超過について、山口県における若者の転出超過はかなり深刻さを増している。その率は 4.52% であるが、かなり高いものとなっている。この状況のため企業が初任給の大幅な引上げが実際に行われている。

こうした企業行動を含めて、これからの最賃額の改定について具体的な議論を展開してまいりたいと思う。

との主張がなされました。

第 3 回専門部会では、

- 1 労働者側から山口県最低賃金の改正額の審議に当たり、法定 3 要素と骨太方針 1,500 円への配意並びに地域間額差に関する説明をさせていただく。

まずは、中央最低賃金審議会から「令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安」が示されるに当たっては、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素に考慮し、労使で丁寧な議論を重ねて示さ

れたものであり、大同小異な部分も含まれつつも、中央最低賃金審議会の金額改正の目安額は重く受け止めなければならないと考える。

その上で、労働者側が必要とする金額改正額を示すに当たり、山口県の状況や実態を踏まえると金額審議に反映させなければならない重要な点を説明する。

- 2 労働者の生計費について説明する。全国的にも物価上昇は継続しており、山口県内の消費者物価は上昇を続けている。山口市の令和8年6月消費者物価指数の総合指数のみならず、安定した数値を表すとされる生鮮食品を除く総合指数、生鮮食品およびエネルギーを除く総合指数をみても、前年、前々年の推移から物価が上昇し続けていることは一目瞭然である。

そんな中で注目すべきは、山口県人事委員会が示した令和7年4月「山口市・費目別・世帯人員別標準生計費」における一人世帯標準生計費の推移である。令和3年の一人世帯標準生計費を100として、令和7年一人世帯標準生計費は124%となっており、24.0%も上昇していることに着目する必要がある。

- 3 「賃金」について説明する。連合山口の「2026 春季生活闘争」の最終集計結果では、300人未満の中小企業労働組合は14,215円(5.14%)で昨年を1,819円上回る結果となっている。

また、連合の最終集計における有期・短時間・契約労働者の賃上げ結果は、時給75円も引き上げられている点にも重視が必要であり、もちろん山口県のデータも含まれた結果である。

- 4 「通常の事業の賃金支払い能力」について説明する。通常の事業の賃金支払能力とは「個々の企業の賃金支払能力を指すものではない」と解されており、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではないとされてきたところである。

中央最低賃金審議会における「通常の事業の賃金支払い能力」に関する議論を踏まえた上で、山口県の状況が特段悪いとは言えず、日本銀行下関支店7月度「山口県金融経済情勢」にある通り「県内景気は、緩やかに回復している」との認識である。

また、日本銀行下関支店の2026年6月「企業短期経済観測調査結果」における業況判断DIは、コロナショック以降の急激な回復が持続されている。

一方、価格転嫁の進捗において課題を残す点はあるものの、価格転嫁は着実に広がりを見せている。そもそも、価格転嫁とは「物価や人件費の上昇に伴い同じ製品やサービスを提供するために必要なコストを価格に反映させる行為」であり、何の躊躇も必要ないはずであるが、30年も続いたデフレによって染みついた商慣習、取引慣行、更には消費行動などが払拭できず、価格転嫁を難しくしている部分がある。連合構成組織であるJAMでは、労使で自社製品の原価と取引実態を確認し、労務費を含む価格転嫁に継続的に取り組んでいる組織である。中小企業庁「令和8年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査結果」の値を上

回る比率の価格転嫁を実現するとともに、2026 春闘においても中小企業労組が高い賃上げ額を実現している。

賃金の引き上げ原資は、労務費を含む価格転嫁の実現によって確保することが重要である。山口県においては、各種の賃金引上げの支援策が講じてあり、積極的な活用を通じて賃金引き上げの環境整備が必要である点に触れておく。

- 5 最後に、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」への配意について説明する。

いわゆる骨太方針における「全国平均 1,500 円達成」との目標に配意を求められていることを踏まえると、本年に限らず既に他県の最低賃金審議会において一定の議論がされ、目安を上回る引き上げ額を実現しているものと察する。

例えば、昨年同様の目安を上回る引上げが実現された場合は、山口県最低賃金は全国順位を大きく落とす懸念がある。

「諸指標による都道府県の総合指数」では、山口県は 25 位にあるものの最賃順位では 29 位となっている課題や、山口経済研究所「主要経済指標の都道府県ランキング」における「一人当たり製造業 GDP」は製造業立県である山口県を象徴し堂々の 1 位であることなどを踏まえると、積極的にかつ大幅な最低賃金の引き上げが求められるところだと考える。

- 6 引上げ額の提示について、連合山口の春闘最終集計における 300 人未満賃上げ額 14,215 円に 1 か月平均所定労働時間 173 時間で除すると 82 円相当になる。これは正規社員の労働組合の交渉結果なので、改正額にふさわしいと考えるのは、連合集計の「有期・短時間・契約労働者の賃上げ結果」である時給 75 円であり、引上げ額ということで提示する。

- 7 （個別協議を受けて）あらためて再考したところ、引き続き法定 3 要素に基づいて考慮し、山口県はランク区分総合指数からみて、25 位のポジションがふさわしいという状況の中、当県の最低賃金の順位は 29 位であるので、25 位を目指した改正内容を実現するためには、現在 25 位の県が今年、目安どおりの改正となったと仮定すると、目安額プラス 8 円の引上げが欠かせない。このため引上げ額として 64 円を再提示したところである。

との主張がなされました。

第 4 回専門部会では、

本日の個別協議の中で合意を得られなかったことは残念であるが、誠意をもち労働者側として 2 回目で目安額プラス 5 円である 61 円を提示した。引き続き残された審議の中でまとめていき、三者合意を得られるような形を目指して、我々もしっかりと今日の議論を踏まえて再検討をしていきたいと思う。12 日は全会一致を目指した、結論、結審に至るよう努力を続け、

引き続き丁寧で真摯な議論に努める。

との主張がされました。

第5回専門部会では、

これまで5回に及ぶ専門部会と個別協議において、誠意をもって労働者側は法定三要素と地域間額差の課題について、種々の主張を行った。

とりわけ、物価上昇局面における労働者の生計費、総合指数から見る山口県の順位を重視し、目安以上の引上げが必至とすることの理解を求めてきたところである。

また、中央最低賃金審議会の真摯な議論を前提に、山口県最低賃金審議会の自主性を発揮すべく、法定三要素に係る山口県のデータを提示し、それに考慮した議論に努めるとともに、全会一致の結審をめざし、59円最終提示とし、丁寧で真摯な議論に続けて参った。

しかしながら、労働者側として求めてきた総合指数25位であるにもかかわらず最賃順位29位である山口県の改善について理解が得られず、平行線の議論から公益見解に委ねる判断を行った。

公益委員の見解において、それらを総合的に勘案し引上げ額58円が提示されたところであり、労働者側としては最終提示額59円に拘りたいところではあったが、公益委員見解の内容を尊重し、支持する立場で採決に臨むこととする。

との主張がされました。

●使用者側主張

第1回専門部会では、

今回の審議においては使用者側の考え方を根拠のある資料を示しながら説明していく。

いずれにしても最低賃金は法的強制力を伴うものなので、通常の労使交渉による賃上げとは全く異なるものであり、法第1条の主旨は、セーフティーネットであろうと認識している。

このため、慎重の上にも慎重に議論をしていく必要があると考える。

との主張がなされました。

第2回専門部会では、

- 1 最低賃金決定に当たっては、中小企業・小規模事業所の現状を重視すべきと考えており、本県の事業所数の9割以上、従業員数の8割以上が中小・小規模事業所及びその従事者である。

最低賃金引上げの影響は、中小・小規模事業所への影響が大きいことから、大企業を含む全体より、可能な限り中小企業に係るデータを重視すべきと考える。

また、春闘の賃上げデータは労働組合を組織している事業所を対象としたものであるが、労働組合の組織率は低く、特に中小・小規模事業所にあつてはほとんど組織されていないことか

ら、中小・小規模事業所全体の状況を表していないことに留意する必要がある。

- 2 はじめに、「労働者の生計費」の状況であるが、山口市消費者物価指数によると、「持家の帰属家賃を除く総合」の前年同月比は、直近の令和8年6月で1.1%と、昨年同期の3.2%より低い。一方、昨年10月から今年6月までの平均は、1.58%であり、昨年同期の3.87%より低く、上昇率が鈍化しているのは明白である。

なお、「食料」に係る山口市の数値は、昨年同月比プラス2.6%となっている。昨年のプラス6.6%から大幅減である。これは、昨年の穀類（コメ）の影響が大きかったと考えられる。

- 3 次に「賃金」の状況について、県の春季賃上げ要求・妥結状況によると、8年度の賃上げ率は、300人未満の中小企業が4.37%と昨年（4.64%）より低い。また、連合山口の春季闘争賃金改善回答集計では、300人未満が5.14%と昨年（4.79%）より高い。なお、これらはいずれも、労働組合が組織されているごく一部の中小企業のデータであり、先ほど申し上げたように、中小企業全体の状況を表しているものではないことに留意しておく必要がある。

組合組織の有無にかかわらず、中小・小規模事業所の賃金の状況を表したものとして、県が公表している「毎月勤労統計調査」がある。5月期の事業所規模5人以上の事業所の「決まって支給する給与」の実質賃金は対前年同月比プラス3.3%となっている。

また、中央会が7月に、県内600の中小企業を対象に実施し、254の中小企業から回答があった「労働事情実態調査」によれば、今年の1月から6月の間に賃金を引き上げた事業所は昨年度とほぼ同じ61%、平均昇給率は昨年（4.04%）より高い4.87%となっている。

- 4 次に「通常の事業の賃金支払能力」については、各種調査において、賃金支払能力に直結する県内中小企業の「経常利益の見込み」の状況を整理した。

まず、山口財務事務所の「法人予測調査（4～6月期）」では、令和8年度の経済利益見込みは増加となっているものの、日銀下関支店の6月短観では、経常利益の2026年度計画について対前年度マイナス17.0%と、減益の見込みとなっている。

また、中央会が毎月実施している景況調査では、「収益状況」のDI値がマイナス30.0%とマイナスが続いている。原材料費の高騰や人手不足による人件費・外注費の増加等により、収益面では厳しい状態が続いている。

収益が悪化している主な原因として、中小企業においては、価格転嫁が十分にできていないことがある。

こういった状況は、本審に提出された一般社団法人山口県タクシー協会の意見書にも記載されており、支払能力に配慮した審議を求めている。

中央会の「労働事情実態調査」では、原材料費や人件費（賃金等）の増加分を販売・受注

価格に転嫁できたとする事業所は45%であり、前年調査時（46%）とほぼ同程度となっている。また、製造業（51%）に比べ、非製造業（42%）では転嫁できていない事業所が多い。

一方、価格転嫁ができたとする事業所のうち、50%以上の価格引上げ（転嫁）を実現した事業所は32.5%となり、前年調査時（19.7%）から大幅に増加している。

転嫁内容別に見ると、「原材料費」は4割近くの事業所が50%以上転嫁できたとする一方、「エネルギー費」「人件費」「利益確保」については、50%未満の転嫁にとどまる事業所が7割以上を占めており、「原材料費」と比べて価格転嫁が遅れている。

- 5 県内企業は、深刻な人手不足が事業運営に大きな影響を与えていることや、物価高や猛暑により消費需要に減少傾向も見られること、さらに中東情勢の影響を懸念するなど、先行きを不安視している。

との主張がされました。

第3回専門部会では、

- 1 労働者の生計費については「消費者物価指数」となるが、持ち家の帰属家賃を除く総合について山口市の数字が出ている。令和5年度まではこれを基本としながら議論をさせていただいたというふうに思っており、令和7年10月から令和8年6月の平均値は1.6%である。

基礎的支出項目については、食料、光熱、保険医療サービスが含まれており、最低賃金近傍で働く労働者の状況について総合的に評価を行っている観点からも重視するに値する項目であると考えられ、令和7年10月から令和8年6月の平均値は2.2%である。

- 2 次に賃金については、組合の有無に関わらない中小企業、小規模事業者における賃金の状況を表す、「毎月勤務統計調査（県・5月）」（きまって支給する給与・実質賃金3.3%）と「賃金改定状況調査（R8）」（第4表①②B ランク 3.4%）を重視して議論していきたいと考えている。

- 3 通常の事業の賃金支払能力については日銀下関から出されている「短観（6月分）」（経常利益 2026 年度計画マイナス 17.0%）と「中小企業月次景況調査（県中央会 6月）」（収益状況 DI マイナス 30.0%）を参考にしていきたいと考えている。

価格転嫁については、なかなか大きな改善進捗とは認められないものであり、我々経済団体も取り組んでいるが、この取組みによって急激に改善が見込まれるものではない。

「中小企業庁フォローアップ調査（26年3月）」の価格転嫁率はコスト全般 54.2%、労務費 50.0%、山口県価格転嫁率は受注企業集計が 49.1%、発注企業集計 49.4%であった。

- 4 次に日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 への配意に関する考え方であるが、まず「全国平均 1,500 円達成関係」について、中央審議会において、時々政府方針に

配慮しながら、目安額に関する審議・決定がなされている中で、本県においてこれまで目安額を下回る改正決定がなされていない現実を踏まえると、結果的には政府方針に配慮した状況にあるとの認識である。

しかしながら、一定の最低賃金額の達成目標時期を定めることは、目標達成が優先され、3要素（特に支払い能力）を考慮した審議がなされないことにつながる懸念が強いため、基本的に反対である。

次に地域間格差の是正関係であるが、都道府県で経済実態が異なることを踏まえると、最低賃金額に地域間格差があることは当然の理解である。

このたび、中央審議会が整理した考え方の中で、「他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置付けを総合的に考慮すべき」とされており、留意が必要である。

本県からの人口流出の要因は様々あり、「人口流出防止には他県よりも高い最低賃金の引上げが必要」「他県との格差是正が必要」との考え方には反対である。

令和6年山口労働局が「県内就職促進のためのアンケート」を行っているが、県内国公立大学生を対象として県外の就職を希望する理由については、利便性、娯楽の多さ、通勤の便利さなどさまざまな理由がある中、「賃金が高い」という理由は8番目となっていることから、最低賃金額が県外への流出に影響しているなどの議論は明確な根拠がないものである。

- 5 今年の最低賃金については、一定程度の引上げは必要と考えるが、中小企業の支払い能力については引き続き厳しい状況にあることから、大幅な引上げは困難と考えている。

具体的には消費者物価指数が昨年10月以降食料は4.23%上昇しているが、全体としては1.5%の上昇にとどまっていること、毎月勤労統計調査（5月）の3.3%の上昇というデータを踏まえると3.5%程度、37円増の1,080円が妥当な水準ではないかと考える。

目安額のプラス56円については、法定3要素の状況からはあまりに高く、支払い原資である収益の確保が困難な中小企業にとってはなかなか許容できない数値であると考えているが、3要素について議論していくなかで参考にすべきとされた目安額との乖離については引き続き検討していきたいと考える。

- 6 （個別審議を受けて）金額の再提示は行わなかったが、労働者側から2回目の提示があったので、持ち帰って次回の専門部会で引き続き協議を行っていききたいと考える。

との主張がされました。

第4回専門部会では、

使用者側としては、1回目で3.5%、37円の引上げ額を提示したが、中央会の調査結果である「引き上げた」事業所の平均昇給率である4.87%があるので、労働者の歩み寄りを踏まえ、

4.9%、51 円の引上げ額を提示した。合わせて、中央審議会が示している総合指数を活用しながら、提示額の妥当性について話をさせて頂いた。

双方の歩み寄りの状況でも開きがあるが、使用者側委員としても最大限努力をしているところ、真摯な議論を引き続きしていく。

との主張がされました。

第5回専門部会では、

使用者側としては、最終的な提示額は 4.9%、51 円の引上げとさせていただいた。これについては、山口県中小企業団体中央会の中小企業労働事情実態調査の平均昇給率 4.87%を上回るものであり、中央最低賃金審議会の目安額の決定基準となる 4.9%と同値となる高い水準と認識している。経常利益等、企業の賃金支払能力等を勘案した上で、労働者側からも歩み寄りをいただき、使用者側としても歩み寄りをしたいところだったが、これが限界であるという考えに至った。

公益委員とも個別協議において議論をさせていただいたが、考え方に大きな相違があったことは、残念であった。今回の公益委員見解についても、詳細に書かれてはいるが、例えば通常の事業の賃金支払能力についても、一定の限界があるという記載がありつつも、引上げ額決定の過程においてどのように配慮されたのかよく分からない内容となっている。

また、目安額に 2 円上乗せするという考え方については、総合的に勘案するという書き方では明確にはわからず、個別協議でも申し上げたことではあるが、詳細に考え方を示すことが今後、労使双方にとって理解を深めるために大切ではないか、と考え主張したが、理解を得られず残念である。

また、地域間格差に関しても、総合指数が 25 位であることに對し、最低賃金額が 20 位台を下回ることになるということであったが、結局は最低賃金額の順位争いというレベルの低い話となっていないだろうか。

他県の動きに合わせて、本県の経済実態、経済力に見合わない最低賃金額を決定することほど怖いことはない。

他県の最低賃金額決定過程が不明である中、他県との比較や順位ではなく、使用者側の提案する総合指数等、データに基づき最低賃金額を決定する必要があると考えており、個別協議においてそのような提案をさせていただいたが、残念ながら受け入れていただくことはできなかった。

すべてにおいて大変残念な形となり、来年度に向けて使用者側としても準備をしていくが、目安プラス2円の引上げというのはこれまでにないことと思われるため、本県審議会から政府に対する要望の確実な実現を強く求めるものである。

との主張がされました。

●意見の不一致

以上のとおり、労働者側・使用者側の主張を踏まえ、公益委員として意見を取りまとめるべく努めたところであるが、意見が一致せず、公益委員見解を示し、採決を行ったところ、賛成多数で決議された。

山口県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 山口県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 979 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の山口県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,182 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 か月換算額（注）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（注） 1 か月換算額

$$\begin{aligned} & 979 \text{ 円 (山口県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 か月平均法定労働時間数)} \\ & \times 0.824 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 140,203 \text{ 円} \end{aligned}$$

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。



活用のポイント

賃上げ + 設備投資

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。



活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題 対応コース(※1)	25～550万円	6～360 万円(※2)	25～100 万円
労働時間短縮・ 年休促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル 導入コース	50～150万円		



活用のポイント

労働時間削減等の取組

(賃上げ・割増賃金率) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。

(※3)別途団体向けのコースあり。

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2) 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～ ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円



活用のポイント

職業訓練＋経費助成等

(訓練終了後の賃上げ等加算)

- ・ 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・ 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・ 中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・ 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※3) 訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理制度**(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度	50万円(40万円)
②諸手当等制度	
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円(20万円)
⑤健康づくり制度	
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み

(賃上げ加算)

- ・ 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・ 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- ・ 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・ 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は225万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- ・ **雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- ・ **中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- ・ 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html



(R8.8)



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare